

2025 年 8 月 12 日

各 位

会社名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. 03-6262-1256)

(開示事項の変更)臨時株主総会招集のための基準日の取り消しに関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 25 日に開示いたしました、「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」(以下、「基準日に関するお知らせ」といいます。)で設定いたしました基準日(2025 年 8 月 15 日)を取り消すことを本日開催の取締役会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 基準日取り消しについて

「基準日に関するお知らせ」のとおり、2025 年 10 月に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権行使することができる株主を確定するため、2025 年 8 月 15 日を基準日と定める旨をお知らせしておりました。

臨時株主総会において、株主の皆様が十分な情報の下で適切なご判断を行っていただくことが株主の皆様の利益となると考え、開催請求者に対して、質問状を送付し、開催請求者の推薦する取締役の方々による事業計画や経営方針をお示しすべきとしましたが、当社代理人からの質問状に対する回答書にこうした情報の提供がなかったために、引き続き情報開示を求めることと致しました。

尚、開催請求者の代理人変更の連絡が回答期日に行われ、新たな代理人からの回答書は別紙添付の通り、当社が株主の皆様のために必要とした情報、取締役候補者に関する情報や当社中期経営計画と比較可能な事業計画等につき一切回答されておらず、この点につき、当社代理人から改めて回答書請求を行うことといたしました。開催請求者からの回答書が送付されましたら、速やかに開示させていただきます。

また、開催請求者が推薦する経営陣の中で最も重要と位置付けた当社元代表取締役で現取締役の不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会の調査報告も株主の方々が適切なご判断を行うには必須の情報であることから、当該調査委員会からの報告が完了し、調査報告書を適時開示にてお知らせした後に、基準日の設定を行うべきとの判断から、7 月 25 日にお知らせいたしました、臨時株主総会招集のための基準日を取り消しすることに致しました。

尚、新たな基準日の設定は上記調査委員会の報告が行われ、また臨時株主総会開催請求者の推薦する取締役による事業計画、経営方針に関する情報が開示された後に設定することと致します。

2. 今後の見通しについて

基準日ならびに開催日時、開催場所及び目的事項等の内容につきましては、今後開催する当社取締役会において正式に決定次第、速やかにお知らせいたします。

以 上

ご 連 絡

2025 年 8 月 1 日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

代表取締役 庵下 伸一郎 殿

フェアネス法律事務所

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社代理人

弁護士 水野 靖史 先生

同 山本 直諒 先生

同 藤永 貴大 先生

請求人 中谷 宅雄

上記請求人元代理人弁護士 河村 明雄



同 上

都築 翔



当職らは、貴社に対する 2025 年 7 月 4 日付臨時株主総会招集請求書に関する貴社臨時株主総会の招集に係る事項及び同臨時株主総会における株主権の行使に係る一切の事項について、2025 年 7 月 24 日付で中谷宅雄様の請求人代理人を辞任しておりますので、ご連絡申し上げます。

以 上

祝田法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
TEL : 03-5218-2084 (代表) FAX : 03-5218-2085
<http://www.iwaidalaw.com>

2025年 8月 1日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社代理人

弁護士 水野 靖史 先生

同 山本 直諒 先生

同 藤永 貴大 先生

(FAX : 03-3500-5331)

中谷宅雄氏代理人

弁護士 熊谷 真喜

同 奥苑 直飛

同 内藤 拓

送付枚数 7 枚 (本紙を含む)送付状

下記書面をお送りしますので、ご査収下さいますようお願いいたします。

記

1. 送付書類

・ 回答書 1 通

以上

2025年8月1日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

日土地ビル10階

フェアネス法律事務所

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社代理人

弁護士 水野 靖史 先生

同 山本 直諒 先生

同 藤永 貴大 先生

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

新国際ビル9階

祝田法律事務所

電話 03-5218-2084 FAX 03-5218-2085

中谷宅雄氏代理人

弁護士 熊谷 真喜

同 奥 苑 直 飛

同 内 藤 拓



回答書

冠 省

当職らは、中谷宅雄氏（以下「請求株主」といいます。）を代理して、貴職らがアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「貴社」といいます。）を代理して送付した令和7（2025）年7月25日付け「質問状」と題する書面（以下「本件質問状」といいます。）に対し、以下のとおり回答するとともに、貴社に対し、臨時株主総会招集のための手続を早急に行うよう、要請します。

なお、請求株主を代理していた弁護士河村明雄氏及び弁護士都築翔氏は2025年7月24日をもって請求株主の代理人を辞任しており、当職らが、請求株主から貴社臨時株主総会の招集に係る事項及び同臨時株主総会における株主権の行使に係る一切の事項について委任を受けましたので、これに関する今後のご連絡は、すべて、当職ら宛てに行ってくださいようお願いいたします。

第1 はじめに

貴社は、請求株主が行った株主提案について、2025年7月7日に正式に受領しながら、13営業日後の同月25日になって取締役会において「賛否や意見を明確にするため」に請求株主に質問状を送付することを決定し、請求株主に対して事業計画の開示を含む詳細な説明を求めた上で、その回答を5営業日以内にすることを要請しています。

この一連の行為は、会社法が少数株主に認めた株主提案権及び株主総会の招集請求権を軽視するものであるとともに、貴社の現経営陣が、保身目的で、臨時株主総会の開催時期を遅らせた上で、その地位に留まろうとしているのではないかという請求株主の疑念を強めました。

請求株主が株主提案を行った理由は、請求株主の2025年7月4日付け臨時株主総会招集請求書の記載に尽きておりますが、本件質問状を受領したことから、まず請求株主が株主提案を行うに至った理由を説明した上で、本件質問状に回答します。

第2 株主提案に至った理由

請求株主は、以前より、貴社の現経営陣の適格性に疑問を抱いていましたが、貴社の第18回定時株主総会（以下「本件総会」といいます。）前後の状況は、請求株主の懸念をさらに強めました。

すなわち、貴社は、2025年5月23日付け「基準日後新株予約権を行使し株式を取得した者に対する議決権付与に関するお知らせ」と題する適時開示（以下「2025年5月23日適時開示」といいます。）において、以下のとおり、本件総会の基準日であった同年3月末日後に貴社第4回新株予約権を行使して貴社株式を取得した3名の株主（以下「本件株主」といいます。）に対し、本件総会の議決権を付与しました。2025年5月23日適時開示によれば、貴社が本件株主に議決権を付与した理由は、本件株主が貴社の「中期経営計画を理解し、当社の企業価値向上のために事業資金調達に協力してくれた株主であり、…当社の事情を理解している株主にご参加いただくことが当社株主全体の利益を守ることにも資すると考え」たとのことでした。

株主名	基準日後新株予約権 行使分株式数	合計株式 数	議決権数	議決権 割合
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	200,000	299,500	2,995	7.8%
ASAHI EITO ホールディングス株式会社	68,600	79,100	791	2.1%
株式会社 T.MAKE	317,500	580,000	5,800	15.2%

ところで、貴社の2024年3月12日付け「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行並びに引受契約締結及び主要株主の異動に関するお知らせ」と題する適時開示によれば、本件株主の貴社株式の保有方針は、いずれも「基本的には純投資」であり、「長期保有する意思はなく」、「大株主として当社の経営に介入する意思がないこと」、「市場動向に配慮しながら売却する」ということとされています。実際に、本件株主の1人であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、同社が2025年5月1日に提出した変更報告書（金融商品取引法第27条の25第1項及び第2項）によれば、基準日の前から継続して、以下のとおり貴社株式を短期的に市場内で売却し続けており、短期保有目的であることは客観的にも明らかでした。

月日 (すべて2025年)	株券等の種類	数量	取得又は処分の別
2月27日	普通株式	27,500	処分
2月28日	普通株式	27,500	処分
3月3日	新株予約権	100,000	処分
3月3日	普通株式	100,000	取得
3月3日	普通株式	44,400	処分
3月4日	普通株式	1,900	処分
3月5日	普通株式	36,900	処分
3月18日	普通株式	28,100	処分
3月19日	普通株式	500	処分
4月11日	普通株式	199,000	取得
4月11日	新株予約権	400,000	取得
4月11日	普通株式	2,200	処分
4月14日	普通株式	1,000	処分
4月16日	普通株式	255,000	処分
4月17日	新株予約権	300,000	処分
4月17日	普通株式	300,000	取得
4月21日	普通株式	4,600	処分
4月22日	普通株式	28,600	処分
4月23日	普通株式	7,000	処分
4月24日	普通株式	22,800	処分
4月25日	普通株式	151,000	処分

このように既に基準日前から株式を売却し、基準日後においても売却を続けている株主に対して、資金調達に協力してくれたからなどという理由で、基準日後に取得した株式についても本件総会の議決権を付与することは、合理性を欠くと請求株主は判断しました。そして、請求株主は、現経営陣がこのような合理性を欠く行動に及んだのは、本件総会において会社提案を可決するため、すなわち保身目的であったのではないかという懸念を抱くに至りました。

また、本件総会の基準日から開催日までの間の貴社株式の東京証券取引所における出来高の推移をみると、3回、他の取引日と比べて、異常ともいえる数量であった取引日がありました。具体的には、2025年4月16日に6,439,500株、同年5月9日に4,965,100株、同月21日に4,721,100株と、貴社発行済の株式総数11,486,022株に対して突出した出来高で市場内売買が行われており、基準日以降の貴社の株主構成が大きく変わっていることが観られます。実際、貴社株主であるベアー・ディミトリー・フィリップ氏は、大量保有報告書によれば、基準日後に、貴社の海外事業展開といった経営参画目的を有して、株券等保有割合にして24.90%もの貴社株式を取得しています。なお、当然ながら、同氏の本件総会における議決権行使は認められていません。

請求株主は、以前より貴社の現経営陣の適格性に疑問を抱いていたことに加えて、上記の事実関係があったことから、新しい株主構成の下で、新たに取締役の適格性について判断するのが適当であると考え、臨時株主総会の招集請求を行いました。

請求株主の持株比率は、貴社が2024年3月28日に実行した新株式及び第4回新株予約権の発行によって55.09%もの希薄化が生じた結果、5%以下の水準に低下しました。このように、請求株主は、マイノリティー株主であり、何ら、貴社の経営を支配することができない地位にはなく、上記の請求株主個人の考えから、会社法が定める権利を行使したにすぎません。それにもかかわらず、貴社は、請求株主に対して、「相当周到に計画された事業計画を提示していただかなければ、株主の理解は得られないことはいうまでもありません。」「株主・投資家が理解できる具体的な計画の開示を求めます。」などと記載した本件質問状を送付し、5営業日以内の回答を求めています。極めて失礼な表現・要望であり、かつ、会社法が取締役会設置会社の株主に認めているのが取締役を選任する権利であって、自ら経営する権利ではないことを無視した暴論です。

請求株主は、本件質問状の内容を確認して、貴社の現経営陣の適格性に対する懸念を、より一層、強めました。これに対し、請求株主が取締役候補者とした方々は、それぞれが深い経営に対する知見及び専門性を有しており、請求株主としては、新しい株主構成の下で、取締役の信任を株主の判断に付することは、当社の企業価値の維持・向上にあたり、大変有意義であると考えております。

第3 質問事項に対する回答

1. 選任されたばかりの役員を解任することの必要性・合理性について（本件質問状の1）

上記第2で述べたとおり、現在の貴社の株主構成は、本件総会で議決権を行使した株主構成から大きく変わっていると考えられることから、現在の経営陣が役員として適格であるかについて、現在の株主構成の下で、信任を得るべきであると考えます。

2. 解任理由の正当性について（本件質問状の2）

上記第2で述べたとおり、赤字経営を継続させてきた現経営陣に経営を一任するべきかは、現在の株主構成の下で、信任を得る必要があると考えます。

なお、貴社は、本件質問状において、基幹管理システム APOS のソフトウェア仮勘定 2280 万円を特別損失として全額減損処理をしなければ、連結包括利益の赤字を脱していたと主張しておりますが、貴社が公表する財務諸表については、貴社経営陣が適切と考える会計処理を行った結果であるにもかかわらず「これらの特別損失の計上がなかりせば」などと弁解するのは、極めて無責任と言わざるを得ません。結局のところ貴社が赤字状態にあったことは、紛れもない事実であります。

3. 監査等委員である取締役2名の解任理由の正当性について（本件質問状の3）

上記第2で述べたとおり、監査等委員である取締役の適格性も、現在の株主構成の下で、信任を得るべきであると考えます。

なお、貴社は本件質問状において、赤字経営が継続することと、監査等委員が適法に監査業務を行うことは何ら関連性がないと主張しておられますが、そのような態度は、監査等委員が監査役と異なり取締役会において議決権を有する取締役であることを軽視し、取締役の職務執行の適切な監視監督を行うべき監査等委員としての責務を放棄するものと捉えざるを得ません。

4. 四倉佐知夫氏の解任理由の正当性について（本件質問状の4）

上記第2で述べたとおり、監査等委員である取締役である四倉氏の適格性も、現在の株主構成の下で、信任を得るべきであると考えます。

なお、貴社は本件質問状において、四倉氏が就任して11日しか経過していないことを主張しておられますが、四倉氏の選任議案を付議する旨を決定したのは現在の貴社経営陣ですので、貴社経営陣の適格性を信任に付す以上は、貴社経営陣が選定した四倉氏の監査等委員である取締役としての適格性も信任に付す必要は当然に認められると考えます。

5. 新任候補者の属性情報・利益相反リスクの開示について（本件質問状の5）

新任役員の候補者については、貴社株主である請求株主の立場から適切と考えられる候補者を提案しており、適切と考える手続を経ております。したがって、当該候補者が役員として適格であるかは、現在の株主構成の下で、臨時株主総会において株主の判断を仰ぐべき事項であり、貴社経営陣に対して開示すべき事項ではないと考えます。

6. 事業計画の開示要請について（本件質問状の6）

事業計画は、現在の株主構成による臨時株主総会において選任された新たな経営陣の下で作成されるものであって、貴社株主である請求株主が作成すべきものではありませんので、開示には応じかねます。

7. 面談の要請について（本件質問状の7）

上記5.のとおり、新任役員の候補者が役員として適格であるかは、現在の株主構成の下で、臨時株主総会において株主の判断を仰ぐべき事項であり、貴社経営陣に対して開示すべき事項ではないと考えます。したがって、面談の要請については応じかねます。

第4 臨時株主総会の開催日の速やかな決定及び開示の要請

請求株主は、2025年7月4日付けで貴社に対して臨時株主総会の招集を請求しており、これに対して、貴社は早急に臨時株主総会の開催に向けて準備を進めるべきですが、貴社は、同日から3週間以上経過した昨日になって、ようやく、基準日を同年8月15日とする公告を実施するに至りました。この公告によると、臨時株主総会は10月上旬に開催予定であるとのことですが、より多くの株主がスケジュールを立てて、臨時株主総会に参加することができるように、速やかに開催日時及び開催場所を決定し、株主に開示すべきであると考えます。また、本件質問状の送付についても、決定したのは、2025年7月25日であり、なぜ、このようなことを決定するのに13営業日も要しながら、株主総会の具体的な開催日時及び開催場所は決定できないのか、理解に苦しみます。

したがって、請求株主は、貴社に対し、早急に臨時株主総会の具体的な開催日時及び開催場所を決定し、株主に開示するよう、改めて請求いたします。貴社の現経営陣が、今後もおも、理由をつけて、臨時株主総会の開催日を引き延ばそうとする場合には、請求株主は、裁判所に対し、臨時株主総会招集許可の申立てを行います。

合わせて、請求株主は、臨時株主総会における開催手続及び運営の適正さを確保するために、貴社において、総会検査役を選任することを求めます。

不 一